

## 「ひょうごの木」ロゴマーク取扱規程

(趣旨)

第1条 「ひょうごの木」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(ロゴマークの規格)

第2条 ロゴマークの仕様は、別紙によるものとする。

(使用承認の申請等)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ「ロゴマーク使用承認申請書」（様式第1号）を、兵庫県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) ひょうご木製品マイスターが、自社または「ひょうごの木」を使用した自社の木製品を宣伝する目的で作成した資材（自身のホームページを含む）に表示する場合
- (2) 新聞、テレビ等の報道機関が報道及び国、地方公共団体が広報の目的で使用する場合
- (3) その他、知事が適当と認めた場合

(使用承認)

第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その使用を承認するものとする。

- (1) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがある場合
  - (2) 「ひょうごの木」のイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
  - (3) ひょうご木製品マイスター以外が製作した木製品を宣伝する目的で作成した資材（自身のホームページを含む）に表示する場合
  - (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのある場合
  - (5) その他、知事がロゴマークの使用について不適當であると判断した場合
- 2 前項の承認は、「ロゴマーク使用承認書」（様式第2号）により承認するものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用の条件)

第6条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に上げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、知事の指示による条件に従うこと。
- (2) 別紙に定められた形を正しく使用すること。

(承認内容の変更の申請)

第7条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「ロゴマーク使用内容変更申請書」(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「ロゴマーク使用(内容変更)承認書」(様式第2号)により承認するものとする。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第8条 知事は、ロゴマークの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取り消しは、「ロゴマーク使用承認取消通知書」(様式第4号)をもって行う。
- 3 承認を取り消された者はただちにロゴマークの使用を中止する。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

- 2 ロゴマークの使用承認を受けた者及び第3条におけるロゴマーク使用承認申請免除者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合においても、知事は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月21日から施行する。